

岡 就 第 6 5 1 号  
令和7年 3月 6日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和6年11月、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和6年11月、12月実施分）

就園管理課

### 【指摘事項】

収入事務について

令和6年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、延長保育事業認定こども園使用料において3万円余（収納率27.5%）、延長保育事業保育所使用料において5万円余（収納率27.1%）、幼稚園授業料において88万円余（収納率4.7%）認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分のあるものについては、滞納繰越を生じないように要望します。

### 【改善措置状況】

滞納繰越分の延長保育事業認定こども園使用料、延長保育事業保育所使用料、幼稚園授業料につきましては、書面催告のほか、電話催告や在園児がいる場合には園長による催告を実施いたしました。その結果、延長保育事業保育所使用料及び幼稚園授業料について一部納付がありました。今後も、定期的な書面催告や継続した電話催告等を粘り強く実施することで滞納者との連絡を密にし、収納率の向上に努めてまいります。

また、現年度分については、対象となる延長保育事業認定こども園使用料、延長保育事業保育所使用料の収納率が近年99%台で推移しており、大半の方に納付していただいている状況です。今後も引き続き速やかな督促等の実施と口座振替の勧奨などを行い、滞納繰越が生じないように努めてまいります。

(参考)

(令和6年9月30日現在)

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
児童福祉使用料	延長保育事業認定こども園 使用料（滞納繰越分）※	円 45,500	円 12,500	円 33,000	% 27.5
	延長保育事業保育所使用料 （滞納繰越分）	81,200	22,000	59,200	27.1
幼稚園使用料	幼稚園授業料（滞納繰越分）	929,100	43,800	885,300	4.7

(令和7年2月28日現在)

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
児童福祉使用料	延長保育事業認定こども園 使用料（滞納繰越分）※	円 45,500	円 10,000	円 35,500	% 22.0
	延長保育事業保育所使用料 （滞納繰越分）	81,200	23,000	58,200	28.3
幼稚園使用料	幼稚園授業料（滞納繰越分）	929,100	60,550	868,550	6.5

※延長保育事業認定こども園使用料の滞納繰越分から現年度分に歳入更正をしたため、9月末時点の収入済額から2,500円減少。